楢葉町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口	歳 出 額	実質収支	人 件 費	人件費率	(参考)
	(27年1月1日)	A		В	B / A	25年度の人件費率
26年度	7,448人	千円	千円	千円	%	%
		12,820,072	1,414,791	1,016,150	7.92	14.38

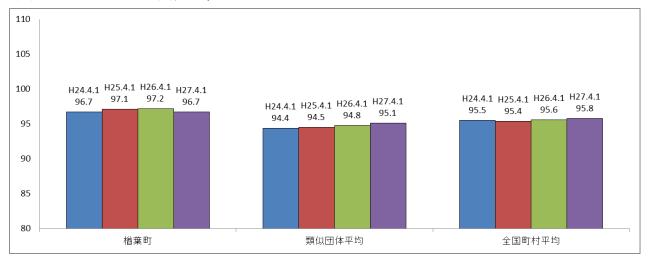
(2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

区	分	職員舞	汝		給	Ė	į.	費	
		,	Α	給	料	職員手当	期末・勤勉手当	計	В
26年	连度	,	人		千円	千円	千円		千円
		106		362	, 573	94,636	137,145	594	, 354

(参考)一人当た	(参考)類似団
り給与費	体平均一人当
B / A	たり給与費
千円	千円
5,607	5,562

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 - 2 職員数は、26年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較する ため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職 俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 - 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平 均したものである。
 - 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による 給与減額措置がないとした場合の値である。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手 当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、県の人事委員会勧告に準拠し見直しを実施。 激変緩和のため5年間(平成32年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。 他の給料表についても、県の人事委員会勧告に準拠し見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容 (国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 支給なし

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、県の人事委員会勧告に準拠し見直しを実施。 (平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (27年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額
				(国比較ベース)
楢葉町	41.8歳	310,438円	378, 968円	326, 565円
福島県	42.8歳	335,000円	420,845円	365,724円
玉	43.5歳	334, 283円	_	408,996円
類似団体	42.2歳	307, 472円	360,858円	333,354円

②技能労務職

「職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況」は、技能労務職員数が 1 名であるため、個人情報保護の観点からは公表しないものとする。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 - 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況 (27年4月1日現在)

区	分	楢葉町	福島県	国
台川 クニ・エト 昭か	大 学 卒	179, 300円	186,000円	174, 200円
一般行政職	高 校 卒	146, 300円	150,800円	142, 100円
	高 校 卒	159, 400円	148,400円	_
	中 学 卒	127,500円	139,900円	_
技能労務職				

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(27年4月1日現在)

区	分 経験年数10年		経験年数15年	経験年数20年	
		以上15年未満	以上20年未満	以上25年未満	
60. //. mbh	大 学 卒	279,400円	323,700円	363,800円	
一般行政職	高校卒	- 円	- 円	296, 300円	

経験年数25年 以上30年未満	経験年数30年 以上35年未満	経験年数35年以上
383,800円	404,000円	412,200円
- 円	- 円	409,000円

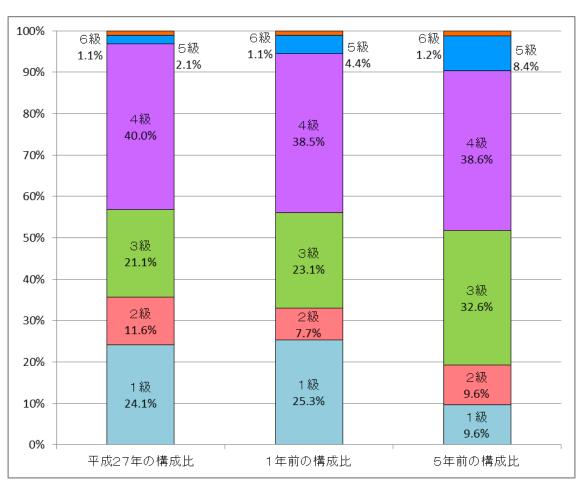
- (注) 1 該当者がいない項目については「 円」で記載している。
 - 2 技能労務職は、技能労務職員数が1名であるため、個人情報保護の観点から公表しないものとする。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 (27年4月1日現在)

			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			
区	分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の	最高号給の
					給料月額	給料月額
1	級	主事	23人	24.1%	141,700円	252,000円
2	級	主查	11人	11.6%	193, 400円	310,700円
3	級	主任主査・係長	20人	21.1%	230, 300円	357,800円
4	級	課長・主幹・課長補佐	38人	40.0%	265,800円	396, 400円
5	級	参事	2人	2.1%	293, 200円	417, 200円
6	級	(困) 参事	1人	1.1%	324, 900円	417,700円

- (注) 1 楢葉町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 - 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び 5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

- (1) 勤務成績が極めて良好である職員 A 8号以上
- (2) 勤務成績が特に良好である職員 B 6号
- (3) 勤務成績が良好である職員 C 4号
- (4) 勤務成績がやや良好でない職員 D 2号
- (5) 勤務成績が良好でない職員 E 零

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

楢葉町	福島県	玉	
1人当たり平均支給額(26年度)	1人当たり平均支給額(26年度)	_	
1,393千円	1,684千円		
(26年度支給割合)	(26年度支給割合)	(26年度支給割合)	
期末手当 勤勉手当	期末手当 勤勉手当	期末手当 勤勉手当	
2.55月分 1.50月分	2.55月分 1.50月分	2.60月分 1.50月分	
(1.40)月分 (0.70)月分	(1.40)月分 (0.70)月分	(1.45)月分 (0.70)月分	
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)	(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・ 役 職 加 算 5~15%	・ 役 職 加 算 5~20%	・ 役 職 加 算 5 ~ 20%	
	・管理職加算 15~25%	・管理職加算 10~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況 (一般行政職)

- (1) 勤務成績が特に優秀な職員 100分の81以上100分の130以下
- (2) 勤務成績が優秀な職員 100分の71.5以上100分の81未満
- (3) 勤務成績が良好な職員 100分の62
- (4) 勤務成績が良好でない職員 100分の62未満

(2) 退職手当(27年4月1日現在)

楢 葉 町					玉		
(支給率)	自己都合 応	募認定・	定年	(支給率)	自己都合 応	募認定・気	至年
勤続20年	20.445月分	25.5562	25月分	勤続20年	20.445月分	25.5562	5月分
勤続25年	29.145月分	34.5825	月分	勤続25年	29.145月分	34.5825	月分
勤続35年	41.325月分	49.59	月分	勤続35年	41.325月分	49.59	月分
最高限度額	49.59 月分	49.59	月分	最高限度額	49.59 月分	49.59	月分
その他の加算	措置			その他の加算	措置		
・定年前早期	退職特例措置	$(2 \sim 20\%$	る加算)	• 定年前早期	月退職特例措置	$(2 \sim 45\%$	加算)
1人当たり平均支給額							
自己都合: 3,855千円							
	応募認定・定	至年:22,	063千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、27年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当(27年4月1日現在)

支給実績(26年度決算)			156 千円			
支給職員1人当たり平	均支給年額(26年度	E 決算)	8,639 円				
職員全体に占める手当	支給職員の割合(2	6年度)	15.9 %				
手当の種類 (手当数)					11		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務		支給実績 (26年度決算)	左記職員に対する 支給単価		
税務事務従事職員の 手当	右記業務に従事した職員	滞納者に対する税の徴収 告及び家屋調査事務に従 たとき		0 千	円 日額500円		
防疫作業に従事する 職員の手当	右記業務に従事した職員	感染症防疫作業に従ったとき	事し	0 千1	1 回当たり 1,000円		
防疫作業に従事する 職員の手当	右記業務に従事した職員	家畜伝染病作業に従ったとき	事し	0 千	日		
結核性疾患者の指導 業務に従事する保健 師の手当	右記業務に従事した職員	保健師が結核性疾患指導業務に従事した		0 千	円 日額500円		
用地交渉に従事する 職員の手当	右記業務に従事し た職員	用地交渉に従事した	とき	61 千	日 額 500円		
狂犬病予防注射、野犬 狩及び死犬等処理に 従事する職員の勤務 手当	右記業務に従事した職員	狂犬病予防注射、野 及び死犬等処理に従ったとき		0 千1	円 日額500円		
病害虫防除に従事す る職員の手当	右記業務に従事した職員	病害虫防除に従事しき	たと	0 千	円 日額500円		
死体取扱業務に従事 する職員の手当	右記業務に従事した職員	死体取扱業務に従事とき	した	0 千1	1回当たり 3,000円		
滞納者に対する保険 料及び使用料徴収事 務に従事する職員の 手当	右記業務に従事した職員	滞納者に対する保険が使用料徴収事務になったとき		35 千	日 日額 500円		
原子力災害時の立入 調査等に従事する職 員の手当	右記業務に従事した職員	原子力災害時の立入	調査	60 千	円 日額 3,000円		
福島第一原子力発電 所の事故に伴う警戒 区域において災害応 急作業等に従事する 職員の手当	右記業務に従事した職員	福島第一原子力発電 事故に伴う警戒区域 いて災害応急作業に したとき	にお	0 千1	1回あたり 9 2,000円		

(4) 時間外勤務手当

支給実績(26年度決算)	45,543 千円
職員1人当たり平均支給年額 (26年度決算)	403 千円
支給実績(25年度決算)	28,881 千円
職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)	262 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(26年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(5) その他の手当(27年4月1日現在)

	1	1		1	ı
		国の制度	国の制度と	支給実績	支給職員1人当たり
手 当 名	内容及び支給単価	との異同	異なる内容	(26年度決	平均支給年額
			7.6 2114	算)	(26年度決算)
扶養手当	配偶者13,000円	同じ		千円	円
	配偶者以外1人につき6,500円			8,960	
	配偶者なしの場合うち1人11,000円				172, 308
4 D T W	特定期間の加算5,000円	H 1. 7	士 纵 点 任		m
住居手当	〈借家・借間〉 月額9,500円を超える家賃を支払って	異なる	支給家賃	千円	円
	万領9,500円を超える家員を又払って いる職員が対象。支給額上限27,000円		9,500円以 上を対象	1,834	183, 400
通 勤 手 当	〈交通機関利用者〉		支給額等	千円	円
	63,000円まで全額支給。63,000円を超	卑かる	人 和 頓 寸	111	1.1
	える場合は63,000円にその超える額	74 76 70		10,867	106, 539
	の1/2を加算した額			10,001	100,000
	〈自動車等の使用者〉				
	片道2km以上の通勤距離に応じて2,70				
	0円から52,500円を上限に支給				
単身赴任手当	公署を異にする異動又は公署の移転	同じ		千円	円
	に伴い転居し、配偶者と別居し単身で				
	生活することを常況とする職員			276	276,000
	60km以上30,000円				
	距離に応じて70,000円を上限に加算				
管理職手当	管理または監督の地位にある職員に	異なる	支給額等	千円	円
	対して支給			6, 315	394, 688
	・35,000円			0,010	001,000
管理職特別勤	管理職員が臨時又は緊急の必要その	異なる	支給額等	千円	円
務手当	他の公務の運営の必要により週休日	共なる	文 和 領 守	1 17	
伤于 ョ				670	45.000
	及び年末年始の休日等に勤務したと			678	45,200
	きに支給				
	・6,000円				
	(勤務時間が6時間を超える場合9,00				
	0円)				
宿日直手当	宿日直を命じられた職員に支給			千円	円
	1回につき5,600円			3, 299	103,094
	(勤務時間が5時間未満の場合2,800				
	円)				
	1	I	1	1	I

5 特別職の報酬等の状況(27年4月1日現在)

Þ	· 分	給料	月 額 等		
給	町 長	739,100 円	(参考)類似団体における最高/最低額		
		(778,000 円)	850,000 円 / 350,000 円		
	副町長	586,200 円			
料		(617,000円)	710,000 円 / 360,000 円		
	議 長	296,000 円	365,000 円 / 205,000 円		
報		(296,000 円)			
	副 議 長	254,000 円	320,000 円 / 175,000 円		
		(254,000 円)			
酬	議員	238,000 円	300,000 円 / 155,000 円		
		(238,000 円)			
	町 長	(26年度支給割合)	計算の基礎となる額は、給料月額		
期	副町長	2.90 月分	に 15% 加 算 した 額		
末	議長	(26年度支給割合)	計算の基礎となる額は、報酬月額		
手	副議長		に15%加算した額		
当	議員	2.90 月	分		
		(算定方式) (1期	朝の手当額) (支給時期)		
退	町 長	給料月額×在職月数×0.48 17,	028万円 任期毎		
職	副町長	給料月額×在職月数×0.29 8,	159万円 任期毎		
手	備考				
当					

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 - 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期 (4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

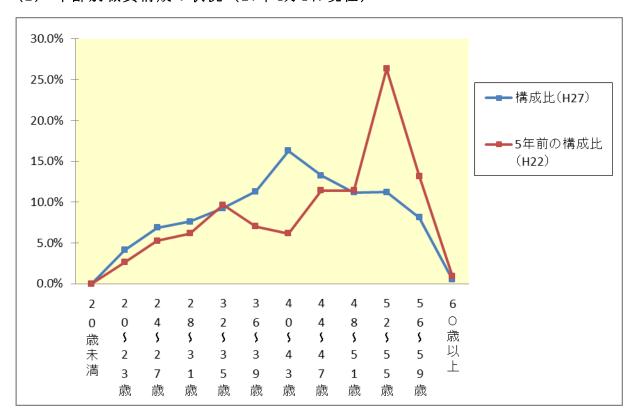
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

		区分	職	員 数	対	前	年	主な増減理由
部門			平成26年	平成27年	増	減	数	
普	一般行	議 会 務 税 務	2 4 2 4	2 4 5 4	0 3 0			災害対応業務量増加のため
通	政部	労働 農水	4	4	0			
会計	門	商工土木民生	4 9	6 8	2 - 1			
部		衛生計	1 2 1 5 9 2	1 2 1 4 9 5	0 - 1 3			< 参考 >
門		рI	9 2	90	3			人口1万人当たり職員数 125.7 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 102.43 人)
		部門	1 5	13	-2			
		部門						
	小	計	107	108	1			<参考> 人口1万人当たり職員数 142.9 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 124.69 人)
公 営 企会	下水道その他		3 4	3 4	0			
業計等部門	小	計	7	7	0			
	合	計	114 [123]	115 [123]	1 []		< 参考 > 人口 1 万人当たり職員数 152.1 人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 - 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (27年4月1日現在)



			20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	
	区	分		>	}	>	}	}	>	}	}	}	?		計
			未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
			人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
J	職員	数	0	5	17	12	8	8	11	6	11	11	2 1	5	115

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別 年 度	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	過去5年間 の増減数(率)
一般行政	77	82	82	95	92	95	18 (23.4%)
教育	26	22	21	15	14	13	-13(-50.0%)
消防	0	0	0	0	0	0	(%)
普通会計計	103	104	103	110	106	108	5 (4.8%)
公営企業等会計計	11	10	10	7	7	7	-4 (36.4%)
総合計	114	114	113	117	113	115	1 (0.9%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 - 2 合併した団体にあっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 下水道事業

① 職員給与費の状況

決算

区分	総費用			総費用に占める	(参考)
		実質収支		職員給与費比率	25年度の総費用に占
	A		В	B / A	める職員給与費比率
26年度	千円	千円	千円	%	%
	565,734	55, 268	7,195	1.3	0.2

市町村1人当 たり給与費

6,129

千円

(注)資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区分	}	職員数		給	<u> </u>	į.	費		一人当	たり
		А	給	料	職員手当	期末・勤勉手当	計	В	給与費	B/A
26年度	:	人		千円	千円	千円	千	·円		千円
		3	8,93	3 5	1,945	3,750	14,63	0	4,877	

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 - 2 職員数は、27年3月31日現在の人数である。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (27年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額	
楢葉町	33.1歳	265,400円	389,660円	
団 体 平 均	44.9歳	348,021円	517,229円	

⁽注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

楢 葉 町	団体平均等				
1人当たり平均支給額(26年度)	1人当たり平均支給額(26年度)				
1,250千円	1,393千円				
(26年度支給割合)	(26年度支給割合)				
期末手当 勤勉手当	期末手当 勤勉手当				
2.55月分 1.50月分	2.55月分 1.50月分				
(1.40)月分 (0.70)月分	(1.40)月分 (0.70)月分				
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)				
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置				
・役職加算 5~15%	・ 役 職 加 算 5~15%				

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(27年4月1日現在)

	楢葉町			団体平均等			
支給率)	自己都合 応	募認定・定	年	支給率)	自己都合 応	募認定・定年	
勤続20年	20.445月分	25.55625	5月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分	
勤続25年	29.145月分	34.5825	月分	勤続25年	29.145月分	34.5825 月分	
勤続35年	41.325月分	49.59	月分	勤続35年	41.325月分	49.59 月分	
最高限度額	49.59 月分	49.59	月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	
その他の加算	措置			その他の加算	措置		
・定年前早期	引退職特例措置	($2 \sim 20 \%$	加算)	・定年前早期] 退職特例措置	(2~20%加算)	
1人当たり	平均支給額			1人当たり	平均支給額		
	自己都	合:	0千円		自己者	都合: 3,855千円	
	応募認定・定	年:	0千円		応募認定・定	至年:22,063千円	

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、26 年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 時間外勤務手当

支給実績(26年度決算)	1,226 千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	307 千円
支給実績(25年度決算)	1,195 千円
職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)	298 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
 - 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(26年度決算)」と同じ 年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象 とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(27年4月1日現在)

手 当 名 扶養手当	内容及び支給単価配偶者13,000円	国の制度との異同同じ	国の制度と異なる内容	支給 実績(26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度決算) 円
	配偶者以外1人につき6,500円 配偶者なしの場合うち1人11,000円 特定期間の加算5,000円			237	78,886
住居手当	〈借家・借間〉 月額9,500円を超える家賃を支払ってい る職員が対象。支給額上限27,000円	異なる	支給家賃 9,500円以 上を対象	千円 230	円 230, 400
通勤手当	〈交通機関利用者〉 63,000円まで全額支給。63,000円を超える場合は63,000円にその超える額の1/2を加算した額 〈自動車等の使用者〉 片道2km以上の通勤距離に応じて2,700円から52,500円を上限に支給	異なる	支給額等	千円 252	円 251, 600
単身赴任手当	公署を異にする異動又は公署の移転に 伴い転居し、配偶者と別居し単身で生活 することを常況とする職員 60km以上30,000円 距離に応じて70,000円を上限に加算	同じ		千円 0	円 0

管理職手当	管理または監督の地位にある職員に対	異なる	支給額等	千円	円
	して支給			0	0
	・35,000円				
管理職特別勤	管理職員が臨時又は緊急の必要その他	異なる	支給額等	千円	円
務手当	の公務の運営の必要により週休日及び				
	年末年始の休日等に勤務したときに支			0	0
	給				
	・6,000円				
	(勤務時間が6時間を超える場合9,000				
	円)				
宿日直手当	宿日直を命じられた職員に支給			千円	円
	1回につき5,600円			0	0
	(勤務時間が5時間未満の場合2,800円)				